

## 【高縄会総則】

### 第1章 総則

- (名称) 第1条 当会は、高縄会と称する。
- (目的) 第2条 当会は、会員相互の親睦を図り、郷土との連帯を密にし、ふるさと風早地方の発展に寄与することを目的とする。
- (所在地) 第3条 当会は、当分の間、下記の住所に事務局を置くものとする。  
〒260-0844 千葉市中央区 堺逸郎（方）

### 第2章 組織及び役員等

- (役員) 第4条 当会の役員は、会長、副会長、監査役、会計責任者及び幹事をおくものとする。
- (役員の選任) 第5条 役員の選任は、総会において選任するものとする。
- (役員の任期) 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。
- (構成員) 第7条 会員の参加資格は、下記の者とする。  
一般会員：旧風早地方出身で関東地方に在住する者、及び風早地方在住で高縄会の活動に協賛する者  
特別会員：高縄会の活動に対して、特に協賛の意のある者

### 第3章 総会

- (招集) 第8条 総会は、会長がこれを招集するものとする。ただし、開催日については特段の事情の無い限り、4月の第1土曜日とする。
- (決議方法) 第9条 総会の決議は、出席した会員の多数決をもって行うものとする。

### 第4章 会計

- (会費他) 第10条 本会の経費は、会費及び寄付金を持って充当する。  
会費等については、総会において決定する。
- (会計責任者) 第11条 会計責任者は幹事のうち1名が担当し、監査役の監査を経て、毎年総会で収支報告を行う。
- (会計監査) 第12条 監査役は幹事のうち1名が担当し、監査結果について総会で報告を行う。

附則 ① 会の役員は、次の会員とする。

会長 堺逸郎  
副会長 森敬一 渡部展久  
幹事 田崎信子 有馬聖夫 立町宏

② 必要な場合は、名誉会長を選任する。

以上

2024年4月